

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第285号)

平成15年11月17日

横情審答申第285号

平成15年11月17日

横浜市水道事業管理者
金近 忠彦 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年8月8日水配西第217号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「さる平成8年12月17日、横浜市青葉区元石川町5421-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の横浜 生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故後行われた当該現場付近の道路補修工事（一般）資料全部及び当該工事着手前・完了後に当該工事業者が撮影、御市道路局等に提出義務づけられている当該道路の現場写真全部（平成13年12月11日開示許可された文書は、当初請求内容に担当外のもので不要につき除く。）」及び「さる平成8年12月17日、横浜市青葉区元石川町5421-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の横浜 生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故発生前（数ヶ月）の下水道等の開削など道路工事資料全部（平成13年12月11日開示許可された文書は、当初請求内容に担当外のもので不要につき除く。）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市水道事業管理者が、「さる平成8年12月17日、横浜市青葉区元石川町5421-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の横浜 生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故後行われた当該現場付近の道路補修工事（一般）資料全部及び当該工事着手前・完了後に当該工事業者が撮影、御市道路局等に提出義務づけられている当該道路の現場写真全部（平成13年12月11日開示許可された文書は、当初請求内容に担当外のもので不要につき除く。）」及び「さる平成8年12月17日、横浜市青葉区元石川町5421-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の横浜 生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故発生前（数ヶ月）の下水道等の開削など道路工事資料全部（平成13年12月11日開示許可された文書は、当初請求内容に担当外のもので不要につき除く。）」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成14年7月5日付で行った、「さる平成8年12月17日、横浜市青葉区元石川町5421-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の横浜 生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故後行われた当該現場付近の道路補修工事（一般）資料全部及び当該工事着手前・完了後に当該工事業者が撮影、御市道路局等に提出義務づけられている当該道路の現場写真全部（平成13年12月11日開示許可された文書は、当初請求内容に担当外のもので不要につき除く。）」（以下「文書1」という。）及び「さる平成8年12月17日、横浜市青葉区元石川町5421-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の横浜 生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故発生前（数ヶ月）の下水道等の開削など道路工事資料全部（平成13年12月11日開示許可された文書は、当初請求内容に担当外のもので不要につき除く。）」（以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を「本件申立文書」という。）の非開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため非開示としたものであ

って、その理由は、次のように要約される。

- (1) 文書1の有無について文書件名簿等により確認したところ、当該現場付近においては、平成8年12月17日の事故発生後から開示請求のあった平成14年6月14日に至るまで工事自体を実施しておらず、該当行政文書を作成、取得、保有していない。
- (2) 文書2について文書件名簿等により確認したところ、異議申立人が請求書で特定している地番付近で行われた工事として、空気弁用表函（角型）取替え工事（以下「本件工事」という。）が1件あった。本件工事に関して作成されたと思われる行政文書は、平成8年度文書分類表によれば、同表中の「6 路面復旧工事精算書」及び「8 修繕工事完了届」に該当する。

しかし、当該文書は、保存年限（3年）の経過により、平成12年6月の文書整理週間に全て廃棄しており、現在保有していない。

- (3) なお、本件工事に関し作成された文書中、西部配水管理所から道路局に対し提出した「道路占用許可申請書」及び「道路掘さく跡路面復旧完了届」については、道路局での保存年限が5年とされ、道路局で保有していたため、道路局より、異議申立人に対し、平成13年12月11日に全部開示されている。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示決定処分を取り消し、改めて申立人が請求書で求めている対象文書を隠さず開示するよう求める。
- (2) 文書保存年限経過により廃棄のため保有していないと非開示の理由を述べているが、申立人は、交通事故で平成9年7月頃から、既請求の関係工事書類、事実関係の釈明を求めてきた経緯があり、その間、文書保存年限が過ぎたから、廃棄処分にした、というのは単なる言い逃れにすぎない。
- (3) 申立人は、交通事故被害に遭い、裁判係争中で、横浜市の管理する事故現場の路面の欠陥瑕疵等の違法責任を訴求している（原告として）ものだが、仮に裁判当事者として申立人（原告）から訴えられている司法上の訴訟があったとしても、横浜市（水道事業も含め）としての行政上の事務手続き対応に不正処理（保有しているのに証拠隠しのために公にしない等）、不当処分がなされるようなことがあってはならない。
- (4) 申立人は、交通事故で入院中の平成9年2、3月頃にかけて、入院先の病院から自宅にタクシーで外出許可を得て行き来した際、事故現場一帯の道路補修工事をしてい

たことを、自らの目で見て確認している。

しかも、事故前に事故現場で水道のマンホール開削工事をしていたのを近所の人で見て知っている方たちもいる。特に事故前の道路工事業者が補修道路の工事前と完了後に必ず撮影し、提出が義務づけられている写真（道路現場）については、間違いなく横浜市道路局、青葉土木事務所、青葉署でも保有されているはずだし、また、保有されていなければならない。

- (5) 横浜市が単に裁判訴訟に不利になるからという理由だけで、証拠につながる当該写真などを、適当に理由にならない根拠理由から、隠して開示拒否するのは、虚偽回答であり、職権濫用行為でもあり、また、刑法上の証拠隠滅罪にもあたりかねず、横浜市の違法は明白、かつ重大な事態を迎えていると言える。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「平成8年12月17日、横浜市青葉区元石川町5421-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の横浜生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故後行われた当該現場付近の道路補修工事（一般）資料全部及び当該工事着手前・完了後に当該工事業者が撮影、御市道路局等に提出義務づけられている当該道路の現場写真全部並びに同衝突事故発生前（数ヶ月）の下水道等の開削など道路工事資料全部」の文書のうち、本件申立人が平成13年11月12日に行った開示請求に対して、実施機関が平成13年12月11日に開示した「横浜市第八回拡張工事保木配水幹線内径600耗布設工事（その1）竣工図及び横浜市第八回拡張工事保木配水幹線内径600耗布設工事（その2）しゅん工図」を除く文書である。

(2) 本件申立文書の不存在について

実施機関は、文書1については、文書件名簿等により確認したところ、当該現場付近においては、平成8年12月17日の事故発生後から開示請求のあった平成14年6月14日に至るまで工事自体を実施しておらず、該当行政文書を作成、取得又は保有していないとしている。

また、文書2については、当該交通事故が発生した平成8年12月17日の前数ヶ月である平成8年4月から当該交通事故があった平成8年12月17日に至るまでの間で当該現場付近で工事を実施したかについて、文書件名簿等で調査したところ、平成8年5月31日から平成8年6月26日までの間に本件工事が1件あったが、当該工事の関係

書類は、保存年限3年の文書であり、平成12年6月の文書整理週間中にすべて廃棄しており、本件工事以外には工事は実施していないと主張している。

これに対し、申立人は、文書1については、交通事故で入院中の平成9年2、3月頃にかけて、入院先の病院から自宅にタクシーで外出許可を得て行き来した際、事故現場一帯の道路補修工事をしていたことを、自らの目で見て確認している。また、文書2については、申立人は、平成9年7月頃から、既請求の関係工事書類、事実関係の釈明を求めてきた経緯があり、その間、文書保存年限が過ぎたから、廃棄処分にした、というのは単なる言い逃れにすぎないと主張している。

そこで、当審査会では、以上の実施機関の説明及び申立人が主張する工事の実施の有無について調査するため、平成8年度及び平成10年度から平成12年5月までの決裁・供覧文書整理簿（平成8年度及び平成9年度は保存期間5年を経過、平成9年度は廃棄したが、平成8年度は廃棄せずに保存していたもの）及び平成12年6月から平成15年度までの道路占用許可申請定例決裁簿並びに道路工事を実施する際に道路局で作成される道路占用許可申請書（庁外文書指令簿）（水道）の平成8年度から平成14年度までについての見分を行った。

その結果、当審査会としては、当該現場付近で当該期間に本件工事以外の工事が行われたという記録を認めることはできず、また、本件工事において作成された行政文書が保存期間3年を経過したために廃棄したという実施機関の説明に特段不合理な点は認められなかった。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年8月8日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・諮問の報告
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年9月19日 (第20回第一部会)	・審議
平成15年10月3日 (第21回第一部会)	・審議
平成15年10月31日 (第22回第一部会)	・審議